

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 7 号

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（自転車等使用者についての特例） 第 9 条 （略）	（自転車等使用者についての特例） 第 9 条 （略）
	<u>2 規程第44条第 1 項第 2 号に規定する通勤が不便であると認められる職員は、次に掲げる職員とする。</u>
	<u>(1) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上である者のうち次のいずれかに該当する者</u>
	<u>ア 通勤のため利用し得る交通機関のないもの</u>
	<u>イ 自転車等を使用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、住居若しくは勤務公署からその利用することとなる交通機関の最寄の駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの又はその利用することとなる交通機関の運行回数その他の事情が企業長の定める条件に該当するもの</u>
	<u>(2) 企業長が前号に掲げる者に準ずると認める者</u>
<u>2</u> （略）	<u>3</u> （略）
<u>3</u> 規程第44条第 1 項第 2 号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第 4 条各項の規定により採用	<u>4</u> 規程第44条第 1 項第 2 号の別に定める額は、<u>前 2 項に規定する職員ごとに別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）</u>

された職員及び地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)
第12条 規程第44条第2項の別に定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)
第15条 規程第44条第2項に規定する特別料金等(以下「特別料金等」という。)の額の2分の1に相当する額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 (略)

第18条 (略)

(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日(地方公務員法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされた職員のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、採用の直前の住居(当該採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び企業長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

第4条各項の規定により採用された職員及び地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)
第12条 規程第44条第2項の別に定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)
第15条 規程第44条第2項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 (略)

第18条 (略)

(当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものに限る。) (2)・(3) (略) (支給の始期及び終期) 第19条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、企業長は、これにより難い事情があると認められるときは、別段の取扱いを定めることができる」とともに、通勤手当の支給等の取扱いについて別に定めることができる。 2・3 (略)	(1)・(2) (略) (支給の始期及び終期) 第19条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。 2・3 (略)
---	--

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

自転車等の使用距離（片道）	支給額
	円
5キロメートル未満	2,900
5キロメートル以上10キロメートル未満	6,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,400
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,800
20キロメートル以上25キロメートル未満	16,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	19,700
30キロメートル以上35キロメートル未満	23,200
35キロメートル以上40キロメートル未満	26,700
40キロメートル以上45キロメートル未満	29,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	33,300

50キロメートル以上55キロメートル未満	36,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	40,200
60キロメートル以上	43,600

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。